

FOR コミュニケット賛助会員細則

第一条(趣旨)

この細則は、FOR コミュニケットの目的に賛同し、これを援助する個人(会員に限る)又は団体を賛助会員とし、必要な事項を定めるものとする。

第二条(入会)

賛助会員になろうとする者は、FOR コミュニケットの規約に同意し、web フォームまたは書面で登録の申込をし、いつでも登録することができるものとする。

第三条(会費)

会費は暦年による年会費とし、年途中の入会の場合でも12月31日まで有効とする。会費は1,000円以上とし、FOR コミュニケットの指定する口座に振り込み、または執行幹部に現金にて支払うものとする。

第四条(特典)

賛助会員は、FOR コミュニケットが発行する同人誌の提供を無償で受けることができる他、FOR コミュニケットが主催する各種催し物等へ優先的に参加することができる。

第五条(賛助会員の資格喪失)

賛助会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失するものとする。

1. 1年以上会費を納入しないとき。
2. 個人会員にあつては、FOR コミュニケットを退会したとき。
3. 個人会員にあつては、死亡したとき。
4. 団体会員にあつては、当該団体が消滅したとき。
5. FOR コミュニケットの「規約」において重大な違反をしたとき。

第六条(退会)

賛助会員は、賛助会員の登録解除届を代表に提出し、いつでも登録解除することができるものとする。

第七条(会費の不返還)

既納の会費は、いかなる理由があつても返還しないものとする。

付則

この細則は、2013年12月20日から施行する。